

平成30年度第5回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会会議録	
議 題	1 前回会議録の承認 2 平成31年度実地調査対象の選定について 3 その他
日 時	平成31年1月17日(木) 14時00分～16時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	上野委員、加島委員長、齋藤委員、塩入委員、砂川委員、西村委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度第4回会議録の承認 平成31年度実地調査対象について再度検討
議 事	<p>1 開会、会議の定足数確認等 (事務局) 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。平成30年度第5回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の開会に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、委員全員の御出席をいただいております。横浜市個人情報保護審議会規則第5条第3項により準用する同規則第4条第2項に規定する委員の過半数の出席という要件を満たしておりますことを御報告いたします。この後の進行につきましては、委員長、よろしくお願いたします。</p> <p>(加島委員長) ただいまから委員会を開会いたします。本日の会議は公開で行います。</p> <p>議事に先立ちまして、一点ご報告があります。昨年12月18日、個人情報保護審議会の花村会長から副市長へ平成30年度実地調査の報告書が提出されました。</p> <p>提出時の小林副市長の所感趣旨でございますが、四点ございます。一点目は、今回、報告書に記載された課題は一つひとつ庁内で共有していく。二点目は、施錠管理など言い訳的にできていなかった部分については、各セクションで意識を変えていく必要がある。三点目は、短期的・中期的に対応案をいただいたので、時間軸を意識して取組み、業務に反映させていく。執務室についても、広くするのは無理であっても整理する等、環境調整の必要がある。四点目は、職員を守る意味からも、防犯カメラの設置は有意義と考える。ということで、非常に前向きな所感をいただきました。</p> <p>2 前回会議録の確認 (加島委員長) それでは、これより議事に入ります。 まず、「(1) 前回会議録の承認」です。前回の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がありますでしょうか。特に御意見がなければ承認としたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、承認とします。</p> <p>3 平成31年度実地調査対象の選定について (加島委員長) 次に、「(2) 平成31年度実地調査対象の選定について」に移</p>

りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 来年度の調査先について、改めて資料を作成いたしました。スケジュール上では、今回の会議で調査対象を決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。資料の説明については、担当係長から御説明します。

(事務局) <資料2に基づき説明>

(加島委員長) それでは、皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(齋藤委員) (指定管理者が管理する) ケアプラザは今年度、129 施設とのことですが、ここ数年で施設数は大幅に変わっていますか。

(事務局) 大幅には増えていません。一昨年度泉区で一つ増えています。

(事務局) 目標は、中学校区に一つです。まだ中学校区に一つ設置されていない区があります。土地の取得ができていないところがあります。結果的には増加しますが、一挙に10軒といったことではなく、何年かに1軒ずつ増えていきます。

(齋藤委員) 大体この平成24年から30年ぐらいの施設数は120台ぐらいで推移していますか。

(事務局) そうです。

(齋藤委員) 施設数は分かりませんが、漏えい件数は右肩上がりに増えてしまっているという理解でいいですか。

(事務局) そうです。

(砂川委員) 指定管理者は何法人ぐらいありますか。全部が違うわけではないですか。

(事務局) 全部が違うわけではないです。把握していません。

(砂川委員) 今回、どこかの法人が偏って漏えい件数が多いといったことは把握していますか。

(事務局) 同じケアプラザで何件も起きていることもあります。

(加島委員長) 実態の数字として、何年度にいくつの施設があるかという数字も欲しいです。そのうち指定管理者が何件で、法人がまとまっているのが幾つあるかの数字も欲しいです。

(事務局) 調べます。

(加島委員長) 社会福祉協議会がやっているところもありました。ああいうところは1回やってみたらいいです。

(塩入委員) 前回のケアプラザの調査のときは、同じ法人がやっているところで、ここが偏ってあるという視点からもチェックを入れていきました。そこは大事かと思います。

(加島委員長) 前回は2か所ですよね。

(事務局) 2か所です。

(加島委員長) 25年にやったときと前後で、漏えい内容は変わっていますか。指摘のあったところは改善されて、新しいところが出てきたのですか。

(事務局) そこまでは調べていません。

(加島委員長) それを調べることはできますか。

(事務局) 施設でソートすれば分かるかもしれません。
出せるかと思えます。ケアプラザということなら、次回用意します。

(砂川委員) まずは、ケアプラザにするかどうかがあります。

(西村委員) 何も起きていないところに行くことは多分ないと思えます。同じ法人で何件か起きているところもあります。そこを見るのも一つかと思えます。それで漏えい件数が減る可能性もあります。

129 施設を全て調べるのではなく、直近で漏えい事故が起きたところがどれだけの介護事業サービス法人を持っているのか、限定的に属性を調べて「どこへ行こうか」というのが次のステップだと思います。

(上野委員) 数からいくとケアプラザが絶対的に多いですが、率からいくと保健医療センターが多いです。

(塩入委員) 保健医療センターのこの7件というのは、累計としては同じパターンですが、同時に3名分で3件という形なのですか。それとも、別々ですか。

(加島委員長) 別々です。

(塩入委員) 漏えいや紛失のパターンも別ですか。同じようなミスの繰り返しか、いろいろな形ですか。

(事務局) パターンはあるような気がします。ケアプラザは介護サービス事業所に利用者のリストをファックスで送ったりします。

(塩入委員) ケアプラザだといろいろな施設があるので、それぞれいろいろなパターンがあると思えます。保健医療センター1施設で7件あったのはどうなのでしょう。

(上野委員) 保健医療センターも介護施設のような部分で、大きいです。そういう意味で、ケアプラザと似たような原因というわけではないですか。

(事務局) 施設としては非常に似た内容のものがあります。事業としては、保健医療センターの方が幅広くやっています。

(齋藤委員) 医療結果の取り違えが多いようです。

(事務局) 保健医療センターはやはり誤送付が多いです。一部、誤交付もあります。

(加島委員長) この件数は漏えい件数であって、漏えい人数は関係ないですね。

(事務局) そうです。

(加島委員長) 量も多いものがあります。そういうものもある程度考慮した方がいいですか。

(事務局) 漏えい一件の量ということでしょうか。

(加島委員長) そうです。メールアドレスなどというと、あっという間に件数が増えてしまいます。

(事務局) 紙媒体だと一気に漏れることは少ないですが、メールは1回で何十人分も漏えいします。

(西村委員) ケアプラザ間の交流はあるのですか。

(事務局) 区役所で月1回ぐらい、ケアプラザの所長会が開かれています。法人に関係なく、区の施設の所長たちが集まります。

(西村委員) 異動という概念はないですか。それぞれ独立していますか。

(事務局) そうです。同じ法人の中で違う区の違うケアプラザに行ったりします。法人内での異動はあると思います。法人が異なれば、その間の異動は特にはないです。

(西村委員) 各ケアプラザに独自ルールがあるのかなと思います。誰かが共通のルールを示して「これを守ってくれ」というようなものなのでしょうか。

(齋藤委員) 市の方で指定管理業務に係るガイドラインがあります。その中では、個人情報について最低限の共通ルールはありますか。

(事務局) 横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの中に少しだけあります。8条に「指定管理者は、個人情報保護法に規定される個人情報取扱事業者として、同法に定める義務、規定を遵守しなければならない」とあります。あとは「市の条例の関係規定が適用される」「個人情報を適正に取り扱わなければならない」というぐらいの文言です。

個人情報保護法によって扱いが大きく変わりました。それ以前は、指定管理の提案などを受けるときには、必ず個人情報の規約や規定をつくらないといけないというのがルール化されていました。横浜市の最低限のルールに則ってどうかということは事前に審査しています。一定程度の審査は終わっています。

現在は個人情報保護法により各事業者の義務とされています。きちんと規約をつくって、情報を適正管理しろということです。

あとは、契約や委託の際、個人情報を扱わせる場合には、市で定めている個人情報取扱の特記事項を交わして、研修を受けてもらいます。取扱従事者は研修を受けて本市に報告するようという様式があります。

(加島委員長) 契約の特記事項ですか。

(事務局) 基本協定書です。5年単位で基本協定を結びます。

具体的な内容としては、「目的外では使わない」とか、「第三者提供の制約」というレベルのものは、従前は「横浜市の保護条例に準じて取り扱ってくれ」となっていました。

保護法ができてからは、国から保護法上の適切な管理措置、ガイドラインが示されて、ある程度詳しい取扱ルールが示されました。今はそれに従って、それぞれの法人に取り組んでもらう前提です。横浜市から具体的に「これをこういうふうに取り扱う」というような指示は、指定管理のガイドラインのレベルでは示していません

(加島委員長) 指定管理でも指定管理でなくても変わらないということですね。「横浜市の個人情報のガイドラインを遵守しろ」ということですね。

(事務局) そうですね。あとは、それぞれのケアプラザを所管する福祉保

健課が所長会を開催し、こういった事故についての情報を周知したりしています。そこでどういう指導をしているかというところです。

(加島委員長)「何回も漏えいが続いたら、もう指定管理しない」というレベルのものが契約の中に入っていないと、「横浜市のガイドラインを守ってくれ」「はい、分かった」というだけになってしまいます。

(塩入委員) 委託や指定管理に関しては、自治体によってかなり扱いが違います。よくあるパターンは、基本協定書の中に具体的に個人情報保護について定め、更に別記という形でモデル規定を示して、同じような規定を設けさせます。協定書の中に立入調査まで規定を設けているものが自治体の中では多いです。先ほど、お伺いした感じだと、ざっくりした感じなもので、「あれっ」と思いました。

(事務局) 今言った内容は基本的に入ってくると思います。それがないと、最初の指定管理の選定するとき、各区の選定委員会ではじかれます。

ケアプラザは指定管理の中でも特徴があるところです。最初に受けた法人がその後、継続して何回も指定を取ります。逆に言うと、それ以外の法人が入ることは非常に珍しいです。スポーツセンターなどは5年ごとにいろいろな業種が入ってきますが、地域包括センターは、受託する法人数がないような地域もあります。同じ法人が継続して指定されるケースはあると思います。

(加島委員長) あまり競争原理が働いていないですか。

(事務局) 働きにくいです。

(加島委員長)「お願いしてやってもらっている」という感じなのですか。

(事務局) そういうところもあります。

(西村委員) 指導できないのかなというのが実態で、「じゃ、もうやらない」と言われると困ります。

(事務局) そういうところもあると思いますが、指定管理は行政処分です。受けてもらった限りはきちんとやってもらわなければいけません。指導するべきは指導するし、横浜市の管理責任として、漏えい事故に対して適切な指導を行うのは当然です。

(西村委員) 公表した案件はないということでもいいですか。この中で、漏えい事故を起こして世間に公表した案件はありますか。

(事務局) あります。横浜市の漏えいと全く同じようなルールで公表しています。基本的には全て市に報告があり、報告があったものは全件公表です。軽微なものは月1回の一括公表です。

(加島委員長) 横浜市は、審議会でも教えてもらっています。ケアプラザでもプレス発表しているものがありました。

(事務局) あります。個別公表もあります。

(加島委員長) 指定管理者名まで入れていましたか。

(事務局) 入れています。

(西村委員)「何人以上の漏えい」といった公表基準はありますか。軽重によるルールはありますか。

(事務局) 件数もあれば、軽重もあると思います。

個人情報審議会には1か月分の公表案件の資料が付いて、配架してオープンにしています。

(砂川委員) 全部公表されているということですか。

(西村委員) ここを見ると軽いものもあります。公表されていないものもあるのですか。

(事務局) 基本的には全件公表のルールで運営されています。

(上野委員) 介護施設は、漏えいを公表されてもあまりダメージが深刻ではないです。高齢者や保育園児は、指定管理者が替わることはものすごくストレスになります。こちらが公表して、危機感を持ってもらいたくても、あまり効果がありません。

民間企業で福祉でないところが公表されたら、ブラックリストに載ったりして、危機感があると思います。

(西村委員) 神奈川新聞などに載った事案はありますか。もしあったら、候補先になるのかなと思います。「その後どうか」というのはあると思います。漏えい人数が多いということで新聞に載ったのであれば、気に止めなくてもいいかもしれませんが。

(事務局) 見ればあるかもしれません。

(事務局) また確認してみます。

(加島委員長) 調査対象は、25年の措置状況も確認することも含めて、ケアプラザでいいですか。ほかにどうですか。ケアプラザを何箇所かにしますか。

(西村委員) 総合保健医療センターの規模はかなり大きいですか。その中の7件で、従業員数で割ったらかなり低いというのであれば、候補先としないという考え方もあるかと思いました。

(事務局) 実際、いろいろな事業をやっていて、このセンターに関わっている人たちはかなり多いです。700パーセントという数字が出ていますが、人数で事業者数を割るともう少し低くなるかもしれません。

(事務局) 総合医療センターぐらいの大きい施設ですね。

(加島委員長) 半日ぐらいで見られるところではないですか。

(事務局) セクションをしばり込めば見られると思います。

(上野委員) ケアプラザも介護をやってるので、同じ業種という形で見られるかもしれません。医療に入ると違ってしまいます。

(事務局) これはホームページの写真ですが、これぐらい大きな施設です。

(西村委員) では、別に7件はべらぼうに多いわけではないですね。1件、2件、3件という推移ですし。

(事務局) 一つの財団ではありますが、そこに来ている医者などは、そこにずっといる職員というわけではない人もいると思います。

(加島委員長) 前に行ったケアプラザと、スポーツセンターと。

(事務局) 地区センターです。24年に、スポーツセンターと地区センターが1か所ずつです。25年にケアプラザが2か所です。

(加島委員長) 1月24日のがそうですね。24年度は、夏はやらなかったのですか。

(事務局) 春先から夏場にかけて、指定管理者について勉強したり、どこへ行くかを決めて、25年の1月と25年の4月に行っています。2か年で指定管理者という形で実施しています。

(上野委員) 前回は行ったところを調べて、その状況や漏えい件数がどうなっているのかを次回教えてください。

(西村委員) ケアプラザを除いたところで見ると、今年度起きていないところはなかなか行きづらいです。「頑張っているのに、なぜ来たのか」という話です。

29年と30年度、連続して同じ拠点・施設で起きているものがないかをまず見てください。総合保健センターは除きますが。除くというよりは30年度起こっていないですね。ケアプラザを除くものについては、こういった視点で見ようと思います。

地域ケアプラザについてはまた別のロジックで見ようかと思いません。

(事務局) 今回は「ここ」とは決めず、ケアプラザが有力だけれど、ほかのところも数字的に見ようということ、ケアプラザについては、もう少し細かい数字も用意してくるということでもいいでしょうか。

(加島委員長) ほかの委員はどうでしょうか。

(砂川委員) もし他の内容がそこまでなかったら、ケアプラザ2か所もあるかもしれません。いまの視点を見てみて、状況により考えます。

(西村委員) とりあえずケアプラザ1本というより、幅広く見た上で判断した方がいいと思います。

(加島委員長) 事故が起きたところだけでなく、すごくよくやっている指定管理者もいいと思います。有隣堂の法人としてのセキュリティは、本当に見習った方がいいです。職員に対する教育もセキュリティもものすごく充実しています。「直営施設もこれにならってほしい」という結果がありました。ああいうことも必要かと思いません。

(上野委員) よくやってくれているところは受け入れてくれると思います。有隣堂はすごく好意的でした。胸を張って「見てくれ」と言えるところは、事故がなくても「参考にさせてくれ」と言えば応じてくれるのではないかと思います。

(西村委員) 似たようなことを銀行でもやっています。私が今、考えているプランは、4、5年前に事故を起こし、それ以降1回も起こしていない拠点に対して、「好事例として取り上げたい」と言ったらと思います。アンケートは向こうからすると有り難迷惑です。「4、5年前に起きたが、それ以降起きていないから、何か特徴的なことをやっているのではないか」ということで聞いたらと思います。「全く起きていない」という考え方もありますが、警戒されるのもどうかと思います。

(上野委員) 誤送付はもう永遠の課題です。ダブルチェックが整っていても、ふっと気が抜けたときに起こります。起こっていないというのは、何か気が抜けないような工夫をしたりしているのだと思います。問題を起こし改善した施設を見て、好事例を収集し、委員会で取り上げるの

もいいかと思えます。

(事務局) 例えば施設ごとでそういうところがあるかないかという話がありますが、ケアプラザで「全く起こしていないところ」でもいいですか。

(加島委員長) それでもいいと思えます。私はボランティアでケアプラザに行っています。施設長がしっかりしているところは対応が全然違います。

(塩入委員) どこの法人が持っているところかという資料を出してもらい、法人での偏りがあれば見ていくというのもあるかと思えます。今の時点で「1件も事故が起きていない」というところが、ある特定の法人のところなら、そこを一つと、事故を起こしているところを一つという視点もあるかと思えます。

(上野委員) それもいいですね。客観的に、なぜなのかを見ると見えてきます。中にいると気がつかないと思えます。

(塩入委員) 特に法人での偏りがなければ、施設ごとにどうしようかというのもあると思えます。

(上野委員) 推測ですが、ある法人の中で、施設長や法人の責任者だけ突然いい人がいるというのは考えにくいかと思えます。

(齋藤委員) 一点だけ、利害関係の説明をしておきます。私は横浜YMCAの常任委員をしています。横浜YMCAはケアプラザや地区センターの指定管理者をしているところがあるので、御配慮いただければと思えます。

(事務局) 契約にあたって何施設か応募していることはあると思えます。ある程度施設や法人がしぼれてから、契約元に確認して考えます。

(西村委員) あとは第1選抜からやって、取ったところが利害関係の絡みも入れてという方がやりやすいですか。初めは、機械的に作業した方がいいと思えます。

(加島委員長) 次回までにそろえて欲しい資料はありますか。

(事務局) 基本的なガイドラインはあった方がいいですか。

(加島委員長) お願いします。契約・運用ガイドラインや協定書にどのように個人情報の関係が記されているか見たいです。

(上野委員) 指定管理者が違っても、協定書はほぼ同じですか。

(事務局) そうだと思います。大体、同じひな形で所管局から来ているはずです。

(上野委員) 統一されていますか。

(事務局) そうですね。ケアプラザは区役所と協定しているはずですが、区役所が独自に協定書を作るのはなかなか難しいと思えます。

(加島委員長) それぞれの法人がPマークを取ったり、セキュリティを決めているかは分かりますか。

(事務局) 私も区役所の指定管理の委員をしていたことがあります。ここに来るまでは、Pマークはあまりよく分かっていませんでした。

そういうものではなく、「個人情報保護体制でこういうことをして、

規約をつくっている」という項目はあったと思います。ちゃんと審査項目が入っていて、「規約ができていれば何点、研修をしていれば何点」という評価項目だった感じです。

(加島委員長) もし分かればお願いします。

あとは、ケアプラザの仕事の流れという感じですか。けっこう特徴があります。ケアまでやっているところと、デイサービスだけのところがあります。ABCのような分け方があるのですか。

(事務局) ケアプラザの施設の大きさに違うと思います。

(加島委員長) 何人規模とかですか。

(事務局) そうです。

(加島委員長) ショートステイをしているところもありますか。

(事務局) 今の法人はショートステイをしないで、デイケア中心だったと思います。昔の規模から言うと、まだショートステイをやっているところはあると思います。

(加島委員長) お泊りデイみたいなのところですね。

(事務局) それがないと、当時、まだ民間でそれだけの施設がありませんでした。公的施設でショートステイしないと、介護の人たちが持たないときがありました。今は施設が整ってきたので、ショートステイをしないで、小さめのケアプラザをつくっているように思います。

(加島委員長) 事業説明は来年度に入ってからですか。

(事務局) 所管による事業説明ですか。

(加島委員長) はい。

(事務局) そうですね。

(事務局) そのときまた聞いていただければと思います。

(加島委員長) では、今のところ地域ケアプラザを対象とし、ほかの指定管理者で行われているところで、平成29、30年度に連続して事故が起きているところがあれば、それも対象にするという方向で調整してください。

何らかの事情で対象にすることが難しければ、今回の意見も踏まえて事務局で調整し、次回改めて報告してください。具体的な調査先が確定した上で次回、スケジュール等について議論します。

(事務局) では、御意見を踏まえて調整し、改めて御連絡いたします。

4 その他

(加島委員長) それでは最後に、「(3) その他」について、事務局から何かございますか。

(事務局) 事務局からは、特にございません。

(加島委員長) では、委員の皆様からは何かありますか。 それでは最後に、事務局から何かありますか。

(事務局) 最後に、次回委員会の開催日については、3月28日木曜日14時からということで考えておりますが、いかがでしょうか。 それでは、次回委員会は3月28日(木)14時からと決定させていただきます。

	<p>場所は関内中央ビル5階特別会議室です。ありがとうございました。 (加島委員長) それでは、本日予定いたしました議事は以上ですので、会議を終了いたします。</p>
資 料	<p>資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度第4回委員会会議録 2 平成31年度実地調査対象の選定について

本会議録は、平成31年3月28日平成30年度第6回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員長 加島 保路